

# 北海道行政書士會報

発行所  
札幌市大通西6丁目  
北海道行政書士会  
TEL 3881  
振替口座小樽8224

印刷所  
株式会社 正文舎印刷所  
札幌市菊水西町2丁目  
電話 7151~3

〃・〃 藤山副会長が連合会理事會出席準備について  
会長と會談  
〃・16 藤山副会長、日行連理事會出席のため札幌発  
行の「北海道行政書士會報」第八号を發行。

五月一日から新しい小包葉書が発売されているが、この便利なものが案外利用者が少ないというので簡単に紹介する。

## 昭和 新山

昭和 新山は洞爺湖の南側、有珠山の東ふもとにある活火山である。昭和十八年十二月から三年にわたつて数十回の地震があり固まつた熔岩塔が地中から持ち上つて出来た山で、その成長状態を人間が観察できた世界火山史上珍しい例として世界学界の注目を集めている。

〔註〕昭和十八年十二月二十日有珠山ろく一帯は一日十回に及ぶ地震あり、附近の部落では地割れがして土地が持ち上りはじめ、翌十九年五月には作物が生えたままの畑が一夜のうちに五〇米も高くなつた。そして同年十一月に三角形の固つた熔岩が頭を出しそれがぐんぐん成長して二十年の九月には一〇〇米の塔となり結局四五〇米の山となつて成長の活動はひとまず止んだ。

山のみもとには地熱を利用した熱帯植物園があり観光客を喜ばせている。

## 第十七号 報 もくじ

### 研修会

- ◇ 空知支部研修会記録 佐藤副会長
- ◇ 謝 辞 佐藤副会長
- ◇ 業務研修会を顧みて 今村支部長

### 改正法の研究

- ◇ 施行期日を定める政令
- ◇ 行、司、調の業務分野表
- ◇ 第十九条改正による考察 秋田会会長

### 報告

- ◇ 第八回常任理事会
- ◇ 第九回常任理事会
- ◇ 事務所移転 ◇ 会員異動状況調

### 会員異動

- ◇ 入会者 ◇ 死亡者
- ◇ 普通退会者 ◇ 処分退会者

### 所感

- ◇ 過当サービスについて

### 紹介

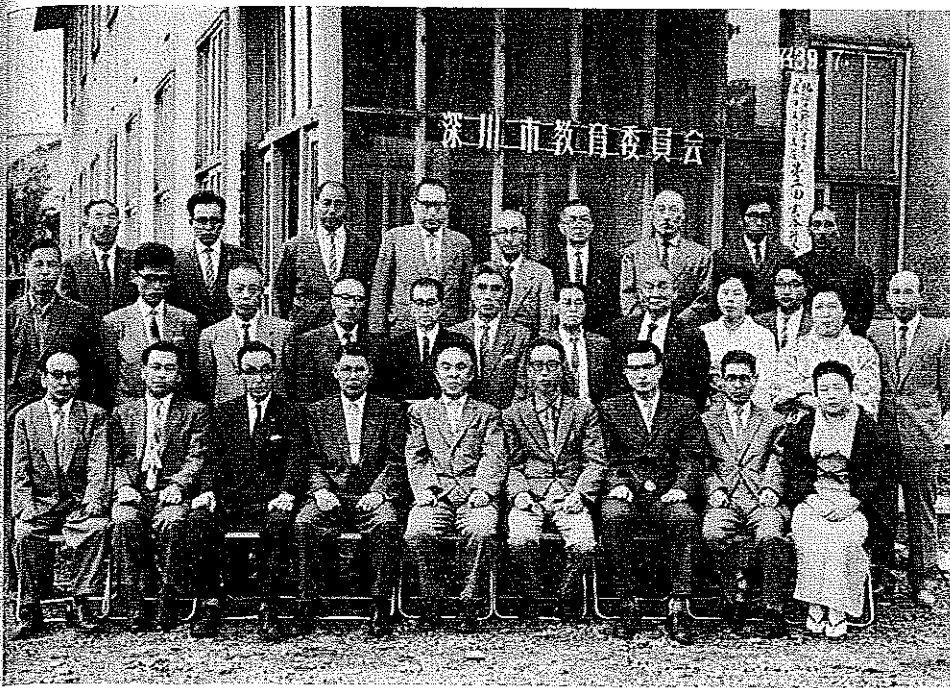
- ◇ 江賀さん自叙伝出版
- ◇ 行政書士の登録者

### 事務局日誌

- ◇ 行政書士試験施行

研修会

空知支部 第二回業務研修会記録



日時 昭和39年7月11日午前9時30分  
 会場 深川市森元町深川市公民館  
 講師 (農地法) 支庁農地係長中井一朝  
 (戸籍法) 市役所主事 和泉久助  
 出席 今村支部長以下二十四名  
 来賓 深川市農委主事 波谷良二  
 本部の佐藤副会長、成沢理事  
 定例開会、先ず今村支部長の挨拶があつて農地法の研修に入った。  
 中井講師の農地法総論に次いで佐藤講師の農地法第三、四、五条の法的説明と申請書の記載方についての具体的な講義で、講師の微に入り細に渉つての懇切な説明に受講者一同真剣に聞き入り、質疑応答も頗る活発に行われて十一時四十分前、研修が終了した。  
 午後には和泉講師による戸籍法の研修で、戸籍関係届書の記載についての一般的な注意事項の説明後養子の縁組と離婚、婚姻と離婚、出生と死亡、入籍と転籍分籍等各種目の記載要領についての懇切な講義に一同熱心に耳を傾け質疑応答も時間の経過を忘れて活発に行われ、予定されてあつた外人関係の婚姻やその他の問題についての講義は時間の関係上割愛し次機を待つこととなつた。  
 かくして本研修会は多くの貴重なものを収めて午後三時半盛會裡に全部終了した。  
 (佐藤副会長の懇話報告より取材)



第二回業務研修会を顧みて

空知支部長 今村 電太郎

日時 昭和三十九年七月十一日午前九時—午後三時  
 場所 深川市森元町八丁目 深川市公民館  
 科目 午前—農地法三、四、五条  
 午後—戸籍法十一種  
 講師 農地法 空知支庁農地係長外一名  
 戸籍法 岩見沢市役所主事  
 道本部の佐藤、成沢両役員  
 来賓 深川市農委委員事務局主事  
 当支部第二回業務研修会は如上の計画で、二十四名の受講者が参加して、定刻を稍過ぎた九時三十分(講師の到着を待つて)開講、そして盛會裡に午後三時三十分終了した。  
 引続き深川市諸先生方の肝煎りで同市駅前料亭辰巳に席を移し、ささやかながらもひと時の懇親会を楽しみ、午後四時半頃三々五々と退散してこの研修会を終了しました。  
 さて振り返つて、何故にこの企をしたかについて愚見を述べて見たいと思ひます。皆様は特にご出席なさらなかつた方は「事務所を構えて堂々と業務を遂行しているのに今更勉強会でもあるまい。愚かな事だ」と仰言ふことでしょうか。ご尤もです。先代からの継承で遺奥を究めてる方、長年に亘る練達円熟の士、前歴が役人で法の研究に深い方等々の先輩諸先生ですから。然し、私如きは開業したばかりの一年生で、分つてゐる振りしているがその実、出生届にしても、委任状にしても満足に書けない。これはどのように教導して頂ければ書けるようになるか、また非資格者の不法行為云々……こうした不安、悩みは私自身が不勉強だからで、身についた豊かな教養があれば容易に払拭できる

だらうと考へたのが研修会を思い立つた動機であつた。そして、現在最も身に迫つてゐる業務は？、先ず改正農地法の研究であらう、との見解から先代の猪本支部長さん時代に之を計画し、昨年第一回研修会を栗山町で開講いたしましたところ、受講された方々から大変喜ばれました。好評に力を得た私はある会合でこの話をした際、同席して居られた赤平市の矢野先生から、次は戸籍法も、とのご希望があつたので今回は上記の二科目を選んで研修科目とした次第であります。  
 とかく「遊ぼう会」とか「飲み会」といつたような会は誰かの声があれば、いつ、どこでもすぐ賛成者が現われてくる。はげしいになれば「部落の用件で」と一言葉に言葉をかきたきりて銀の柄から手を離して行つたり、「一寸急な用件ができて、そこまで」と大事なお客さんを置き去りにしてまでも「この乃公が出なければ『会』にならぬ」と言つた塩梅で、一人の運参者もなく、しかも定刻前に馳せ参するといふ動向を振るを見るのが常であります。それが「講習会」とか「研修会」とか「何々集會」のように「しゆうかい」の名がつくと、とたんにいろいろな用件が不思議に湧いてきて中々調子よくゆかないのも又常のようでありませぬ。  
 今回は会員諸士に一文の負担もさせないで実施したい(旅費は自弁)との念願の下に計画したのでしたから中々容易なわざではありませぬでしたが、幸にも支部総会で予算の計上認められ、役員会で時期と場所が決定されたので、第一候補地の深川市に五月五日庶務と業務の両部長が出向、同地の松藤副支部長、大崎代議員、高林前代議員等の諸先生と会談の結果会期の

謝辞

北海道行政書士会副会長 佐藤 幸之助

本日は会長が出席してご挨拶申し上げる筈でしたが法改正問題や日行連總會の準備その他つぎまぎならぬ業務のため私が会長代理としてお伺い致しました。本日当地に於て空知支部研修会開催に際し遠方各方面から多くの会員が参加され、然も熱心なご研究を目のあたり拝見致し誠に喜びに堪えません。  
 本日は農地法、戸籍法の研修会でありましたが、講師の先生方には用務ご多端の折特に本会のため時間をさいて懇切なご講義を賜わり加えて多くの質問にも明解なご教示を頂き、お蔭を以て本研修会は極めて大きな収穫を得まして、明日からの業務に大きな励みを与えて下さいました。講師の先生方に衷心より厚く御礼を申し上げます。  
 我々行政書士はその職域範囲が他の業種業界に比し極めて広範であります。「人間は死ぬまで勉強」という言葉通り我々は一生研究を続けなければなりません。  
 我々の業務は収益が最終目的ではありません。あくまでも一般民衆のサービス機関であり行政諸官庁の協力機関でなければなりません。民衆のサービス機関として完全な書類を作成し、事務の促進を図つて諸官庁の協力機関としての責を果すためには勉強が第一要件であると信じます。本日の研修会で我々は貴重な勉強を得ました。今後かかる研修会には先出出席されて各種業務の研鑽に努め以て顧客の信頼に堪えて頂きたいと切望致します。かくして我々行政書士の真価が一般から認識されるようになれば非行政書士の防止も自ら達せられること信じ、かく念願して止まないものであります。  
 叙上の意味で本研修会の企画運営に献身的努力を頂いた今村支部長を始め空知支部の方々に対し謝意と敬意を表しますと共に講師の先生方のご協力に対し重ねて御礼を申し上げます。

そこで全支部員に呼びかけましたところ三十一名(支部員六十数名の半数)の受講希望者ができました。早速道本部と打合せの上、支庁長さんや市長さんに講師派遣の懇請(公務出張の形式)、講師先生との打合せ、テキストの作成等にとりかかつたが兼業としてゐる両部長が業務の問合せや夕食後の作業なのでその準備が中々捗らない。どうやら間に合つて開会にまで漕ぎつけたものの、二カ月前からの呼びかけで多くの欠席者もあらうかと内心おだやかではなかつたが、幸い二十四名の受講者でホツとした。就中管内南端の長沼、由仁、栗山方面からや、また補助者同伴の出席者もあつてその熱心さには驚きました。更にまたその受講振りにはスバラシイもので、臨席された本部の先生、番を待つて戸籍講師の和泉先生(早朝から御出で下さつた)、斯業のベテランクラスの諸先生までが小学生のように、並べた机に配られたテキストや参考書を片手に、一同と席を同じうして講師のお話を一語も聞きもらずまいと目を輝かしノートするその真剣さには全く頭が下りました。必ずや多くの所産を得られて心豊かなる思いの溢れていることを確信するものであります。  
 今後私は労政、保険関係、風俗営業、警察行政、その他一般業務に関し、逐次回を累ねて履修したいとの野心を有してゐます。行政書士の業務は総合デパートです。何でも備えて置かねばなりません。得手不得手にかかわらず大いに勉強しようではありませんか。  
 終りに北空知の高林先生、大崎先生、松藤先生にはご多忙にも拘らず多くの手間、暇と多くの金品の浪費とその上当日の跡仕末には特に何彼とご迷惑をおかけした趣誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。お蔭で滞りなく有意義に而も盛會裡に終了するを得まして会員一同と共に深甚の謝意を表する次第であります。どうぞ健康を保たれ斯業の先覚者として後継者のよきパイロットたらんことを庶希して擲筆することいたします。

改正法の研究

◇行政書士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

(昭和三十九年七月三日) 政令第二一二二号

行政書士法改正による 行政書士、司法書士、土地家屋調査士の業務分野表

内閣は、行政書士法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第九十三号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。 行政書士法の一部を改正する法律の施行期日は、昭和三十九年十月一日とする。

自 治 大 臣 赤 沢 正 道 内閣総理大臣 池 田 勇 人

Table with 3 columns: 行政書士法, 司法書士法, 土地家屋調査士法. Each column contains a list of business categories (業務) and their definitions (規定) under the respective laws.

報告 第八回常任理事会

と き 昭和39年7月6日午後6時〜9時 ところ 本会事務所

出席者 渡辺、佐藤、藤山、(以上正副会長)成沢、有馬、関根、森平、森口(以上理事)長山、山本(以上監事)

議 事 1、決算特別委員(連合会)推せん件 ①委員会の任務 38年度の収支決算については法改正並びに臨行調査申反対等の運動を伴う関係上決算特別委員会を組織しその委員会に於て38年度の経理関係書類を調査し決算報告書を作成する

②委員会の構成 橋本、伊藤正副会長、佐野促進会議長、東京会長及び八支部内より各一名計14名の委員を以て構成する以上6月17日の連合会理事會に於て決定を見た特別委員会の任務構成について、渡辺、藤山正副会長より説明あり協議の結果藤山副会長(連合会常任理事)を北海道支部推せん委員に決定した

2、空知支部講習会へ派遣役員の件 右講習会は農地法、戸籍法の研修を目的とし来る7月11日午前9時より深川市公会堂に於て空知支庁、岩見沢市役所より講師を招き行われる旨会長より説明あつて、次の両役員を派遣することに決定した

佐藤副会長、成沢常任理事 3、会費催告書の事後処理の件 ①会費の未納状況 5月5日現在で三ヵ月以上の未納会員が二七一名(内十二ヵ月以上四五名)でその後奮励に努めたが現在(7月3日調)はなお別表の通り三ヵ月以上一七一名、内十二ヵ月以上三四名という状況である。

- (1) 登記申請書の附属書類とする戸籍謄抄本 ○住民票謄抄本 ○住所に関する証明書 ○固定資産評価証明書 ○資格証明書 ○認定書 ○財産証明書 ○印鑑証明書等の交付申請書 ○印鑑の届出 ○戸籍法、住民登録法に関する届書 ○公簿の閲覧申請書等の作成 ○売渡証書 ○各種契約書の取引書 ○取引書 ○保証書 ○農地法関係の許可申請等の作成 ○その他(省略) ○会社その他の法人の各種議事録 ○株式、出資の引受申込に関する書類 ○定款、寄付行為 ○同上認証申請書等 ○目録書 ○証券取引法に関する申告、申請書類 ○株式保管証明書等銀行その他金融機関への提出する書類等の作成 ○その他(省略)

が、その後社会状況の変遷に伴い、行政書士業務から分派独立して法制化される業態がだんだんできてきた。弁理士法、司法書士法、海事代理士法、土地家屋調査士法、測量士法、建築士法、計理士法、税理士法、公認会計士法、最近では、不動産鑑定士法などである。このなかには広義的なものもあるけれども、これらの業態は、おおむね旧来の代書人、行政書士が取扱つて来た業務で、行政書士の立場から言えば、いわゆる分家系統にあたるというべきであるが、その本家筋であるところの行政書士制度より高度に法制化されて発達しているもの、或は社会的に高い地位を築く等、行政書士よりもおおむね盛んになりつつある状態なので、行政書士業界から要望すること多年、ついに今回の改正となつたものである。

前記の如く、改正法施行後は、行政書士業務は専ら行政書士が行うこととなるので、その結果は士業界に及ぼす影響が誠に大きく、その一例を司法書士及び土地家屋調査士の関係についてみれば、次に挙げるとおりである。 司法書士及び土地家屋調査士関係 (登記申請、訴状関係のもの) ○登記申請書の附属書類とする戸籍謄抄本 ○住民票謄抄本 ○住所に関する証明書 ○固定資産評価証明書 ○資格証明書 ○認定書 ○財産証明書 ○印鑑証明書等の交付申請書 ○印鑑の届出 ○戸籍法、住民登録法に関する届書 ○公簿の閲覧申請書等の作成 ○売渡証書 ○各種契約書の取引書 ○取引書 ○保証書 ○農地法関係の許可申請等の作成 ○その他(省略) ○会社その他の法人の各種議事録 ○株式、出資の引受申込に関する書類 ○定款、寄付行為 ○同上認証申請書等 ○目録書 ○証券取引法に関する申告、申請書類 ○株式保管証明書等銀行その他金融機関への提出する書類等の作成 ○その他(省略)

○自動車抵当法令に関する各種の書類 ○建設機械抵当法令による各種の書類 ○電話加入資格に関する臨時特例法に関する各種の書類及び電信電話局へ提出する書類 ○内容証明 ○執行文交付書その他に公証人役場へ提出する書類 ○その他(省略) (前記は、行政書士法第一条第二項によるものを除く) ここに掲げた(1)(2)(3)項は行政書士の業務であるが、司法書士または土地家屋調査士に勿論、行政書士の資格を併有しない者が、正当の業務に附随するものとして現実に取扱つているもの大要をあげて見たのであるが、この業務の量は、行政書士が実際に取扱う業務量よりもむしろ大きい数字であることが想像される。ところで、改正法施行後は、これらの業務量は専ら行政書士が取扱うこととなるのである。かくて、また今回第一条及び第二条の改正と相まって、行政書士の職域は確立し、社会的、経済的地位は、今後大きく向上することが期待できるのである。

次に、第一条の改正では、業務の項に「実地調査に基づく図面類(の作成)を含む」が加えられたが、現行法では、行政書士の業務は単に机上における書類、図面の作成行為のみに限定せられた感があつたが、この改正によつて、立体的業務も行い得ることが明確にせられることになつた。また第二条では、無試験の行政書士登録者の経年年限条件を加重する改正が行われた。 今回の改正は、わずか三ヵ条の改正ではあるが、重要な意義をもつものであつて、前記の如く、その及ぼす効果は誠に甚大であるので、行政書士業界の発展向上は勿論であるが、他の士業界の方々の一層の協力を仰ぎ、共に発展向上することを期待してやまないものであります。



② 督励状況  
 ・5月7日付で三カ月以上の未納会員(二七一七名)に納入をお願いした。普通督促  
 ・6月8日付で三カ月以上十二カ月未満の未納会員(二〇七名)に普通督促を、十二カ月以上の未納会員(四六名)には内容証明の催告書を差上げ同時に関係支部長宛に協力方を願った。  
 ・6月27日付で十二カ月以上の未納会員(現在三四名)に対し納期が切迫したので近く理事会がある故未納会費の整理方について何分のご返信を頂きたい旨お願いした。

以上の状況について審議を尽くした結果、(一)会の運営上二十カ月以上の長期滞納者に限り会則五八条の適用も止むを得ない」ということになった。なお最悪事態を最少限度にとどめるべく手をつくした上で処置することに決定した。  
 4、その他  
 ① 休業会員の処置について  
 ② 支部に個人表彰について  
 ③ 非行政書士防止対策について

報 告

第九回常任理事会

と き 昭和39年7月21日午後6時  
 と ころ 本会事務所  
 出席者 渡辺、藤山、岸川(以上正副会長) 森口、森平、横路、関根、有馬、成沢(以上理事) 山木、長山監事

議 事  
 1、連合会第四回定時総会出席の件  
 右総会は本月26日午前10時より鬼怒川温泉あさや本館に於て次の目的で開催される。  
 報告 ① 38年度会務、② 法改正運動経過、③ 38年度収

所 感

◇ 過当サービスについて

成沢梅次郎

戦後主権在民となり凡ゆる部門において民主化されたが、しかし昨今の現状を見ると、果して戦前の官僚意識が影をひそめたであろうか。公僕と称する方々の中に、「法的知識の疎いものに対しては威嚇を示し、ボスの存在には簡単に利便を供与する」といった苦情はなくなつたであろうか。聞くところによると、こういった過剰サービスによつて正規の行政書士の業務を圧迫しその生活をおびやかしているとのことであるが、案外こういう点に関心を持たないものが多いため汚職事件が絶たないのではなからうか。ひとつ自肅委員会といったものを設けてその対策を講じてもらいたいと思う。

いうところの公僕が民主化し大衆化して、その経験を生かしてのサービスは庶民の側から言えば悪からう筈はないが、それが度を越えて、民衆の圧迫では許せない。我々は常に明かるいガラス張りの行政指導を願つてやまない。ともあれ、我々行政書士会員は研修に研修を重ねて、依頼者の信頼に応えるよう努めることは何といつても先決であるが、同時に法秩序確立のため諸官公署並に一般の方々のご協力を切に願うものである。

(筆者は本会常任理事)



② 39年度予算案、③ 会則一部変更案、④ 役員改選以上及び其の他の事項を本部よりの通知書(写しを全員に配布)について検討した。特に重要議案については慎重に討議した後出席者を次の通り決定した。

本会 会長 渡辺慶吉(連合会支部長)  
 同 副会長 藤山利夫(同 常任理事)  
 同 理 事 竹原健次郎(同 代議員)  
 同 空知支部長 今村龍太郎(同 代議員)  
 2、連合会決算特別委員会開催について  
 38年度収支決算書調成のための特別委員会(前回理事会に於て報告の通り)が総会の翌27日同所に於て開かれる。  
 特別委員会には藤山委員出席すると決定  
 3、その他  
 ① 北見市佐々木会員の逝去について  
 ② 会則五八条二項の規定発動について  
 ③ 暑中見舞について  
 ④ 改正法の施行期日について

◇ 事務所移転

中村一郎(小樽支部)  
 (旧) 虻田郡狩太町字會我三  
 (新) 虻田郡倶知安町北三条東二丁目五  
 松田友弥(網走支部)  
 (旧) 紋別郡遠軽町大通南四丁目四  
 (新) 網走郡美幌町東一条南二丁目二八  
 駒嶺三郎(空知支部)  
 (旧) 三笠市幸町一五  
 (新) 三笠市多賀町二二  
 中田高義(札幌支部)  
 (旧) 札幌市美園三条一丁目二二  
 (新) 美園一条一丁目八  
 鈴木登美蔵(札幌支部)  
 (旧) 北見市高砂町一一  
 (新) 札幌市月寒東二条三六一

会 員 異 動

◇ 入 会 者

支部	氏名	事務所	登録	登録	備考
十勝	野際 莊一	河東郡音更町字下音更基線二八	第二九年	四四九	39.7.6
網走	森合 直武	斜里郡斜里町本町三三	第二九年	五五〇	7.10
小樽	半田 五郎	小樽市東雲町五二	後支三九年	五五一	7.11
空知	松田 五郎	雨竜郡幌加内町字幌加内六五五	空支三九年	五五二	7.24
室蘭	石川 常次郎	虻田郡虻田町字栄町六二	胆支三九年	五五三	8.1
函館	伊藤 泰丸	亀田郡七飯町字本町四八〇	第六九号	五五四	8.13
札幌	平野 良行	札幌市琴似町八軒四八四	第二九年	五五四	8.13

◇ 死 亡 者

支部	氏名	事務所	登録	登録	備考
網走	佐々木 勇吉	北見市相内町二四六	第二六年	二八九	39.7.20
函館	伊藤 泰丸	亀田郡七飯町字本町四八〇	第二六年	五一	7.29
札幌	平野 良行	札幌市琴似町八軒四八四	第二六年	一五八	8.31

◇ 普通退会者

支部	氏名	事務所	登録	登録	備考
札幌	今野辰之助	江別市緑町西二丁目八一	第二六年	一四一	39.7.20
旭川	奥山 万蔵	空知郡山部村字山部	第二四年	二〇六	8.31

◇ 1月~8月・会員移動状況調 (+印は入会者数、-印は退会者数)

支部名	年度会数	月 別								8月末会数	支部名	年度会数	月 別								8月末会数		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
札幌	106	-1	+2	-1	+1	+2	-4	-1	-1	+5	103	網走	53								+4	54	
函館	37				-1		-3	-1		-5	32	室蘭	29	-1							+1	28	
小樽	32		+1							+3	35	日高	11							+1	12		
空知	63	+1	-1			-1	-1	-2	+1	+2	60	十勝	30		+1	+1			+2	+1	36		
旭川	65	+1	+2						-1	+1	67	釧路	11			-1				+1	10		
留萌	9									0	9	根室	5								5		
稚谷	6									0	6	計	457	+2	+7	+1	+3	+5	+2	+3	+3	+27	457

備考 会則58条2項の該当会員が10数名あるので、8月末の会員実数は相当減少の見込み。



江賀さん 自叙伝出版

本会日高支部所属会員江賀寅三さんが愛の伝導四十...

【静内】無教育な同族のために「冷たい和人の目と戦...

日誌 (7月1日より8月5日まで)

- 7.1 滝本会員(札幌支部)の転居先について美園...

処分退会者 (会則第五十八条第二項該当者)

Table with columns: 支部, 氏名, 事務所, 所, 登録, 登録年, 会員番号, 退会年月日. Lists members who have been removed from the association.

行政書士の登録者

行政書士の登録者を毎号お知らせして居りますが、内八〇パーセントは未加入者です。最寄りの会...

Table with columns: 登録番号, 住所, 氏名, 資格, 入会の有無. Lists registered administrative clerks.

北海道告示第一七四五号 (39年7月31日)

Table with columns: 登録番号, 住所, 氏名, 資格, 入会の有無. Lists administrative clerks from Hokkaido.

矢萩氏及び江別の今野氏に対し休業される場合の手続について通知。

- 18 連合会第四回定時総会開催の通知を受けて、緊急常任理事会開催の通知を発送する。

山副会長、今村支部長の三名は本日午前七時十五分札幌発のすずらん号で出発した。竹原理...

- 8.1 石川常次郎氏の入会届受理(室蘭支部) 行政書士試験の告示(本日付道公報)

### ◇ 行政書士試験施行

(昭和39年8月1日北海道)  
告示第1750号による

試験期日 昭和39年10月30日

試験場所・札幌市北2西7、道立自治講習所

・函館市五稜郭29、渡島支庁

・旭川市6条10丁目、上川支庁

・釧路市浦見町2丁目、釧路支庁

受験願書受付 昭和39年9月1日から同年9月30日まで(郵送の場合は当日の消印のあるものに限り受付ける)

受験願書及び受験資格認定申請書の提出先

(1) 受験願書 札幌市北3西6北海道庁総務部地方課

(2) 受験資格認定申請書

もよりの支庁地方部総務課

受験資格

(1) 次の各号の一に該当する者

ア 学校教育法(22年法律第26号)による高等学校を卒業した者、その他同法第56条第1項に規定する者

イ 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が通算して3年以上になる者

(2) 次の各号の一に該当する者で、あらかじめ知事から受験資格の認定を受けた者

ア 行政書士の補助者として通算して3年以上従事した者

イ 公団、各種協同組合等の職員として、行政事務に準ずる職に通算して3年以上従事した者

ウ 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

試験科目

(1) 筆記試験 憲法、法学通論、戸籍法、行政書士関係法令、一般常識、作文

(2) 口頭試問

7. 受験願書提出手続 受験をしようとする者は別記第1号様式による願書に次の書類及び受験手数料を添えて知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 受験資格を有することを証明する書類(市町村長その他官公署の長、学校長等の在職証明書、卒業証明書、受験資格認定証等)

(3) 写真(出願前1年以内に写した上半身手札型のもの)、なお写真は、上下左右それぞれ3センチメートルの余白をもつ台紙にはり、台紙の下欄余白に住所氏名及び撮影年月日を記入すること。

(4) 受験手数料 500円(北海道収入証紙を願書にちよ

う付すること)

8. 受験資格認定申請手続 [5受験資格の(2)]に該当する者で、知事の認定を受けようとする者は別記第2号様式による受験資格認定申請書に次の書類を添えて知事に提出。

(1) 履歴書

(2) 学業証明書(最終学校の卒業証明書)

(3) 「5受験資格(2)」に該当する者であることを証明する書類

9. その他

(1) 受験資格の認定は、受験願書提出前に行なう必要があるため、すみやかに申請書を提出し認定証の交付を受けること。

(2) 受験についての問合せは、北海道総務部地方課又はもよりの支庁地方部総務課にすること。

(3) 受験願書及び受験案内は、北海道総務部地方課又は支庁地方部総務課で交付する。

別記第1号様式

行政書士試験受験願書

年 月 日

北海道知事 町村金五 殿

本 籍

住 所

(ふりがな)  
氏 名

年 月 日生

行政書士試験を受けたいので別紙履歴書、写真及び受験資格を有する証書を添えてお願いします。

別記第2号様式

受験資格認定申請書

年 月 日

北海道知事 町村金五 殿

申請者 本 籍

住 所

(ふりがな)  
氏 名

年 月 日生

行政書士法第3条第3号に該当する者として認定されたく、行政書士法施行細則第1条の規定により、履歴書及び関係書類を添えて申請します。

丁目  
士会  
224  
印刷所  
丁目  
3番

第  
十  
八  
号  
報  
告  
も  
く  
じ